

奈良井発電所大規模改修工事 募集要項等(参加資格関連以外)に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所							項目名	質問事項	回答事項
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
1	募集要項	1	1	3					事業の目的	「本工事では、～工期・発電停止期間の短縮等を図り、工事を確実に履行するものである。」との記載がございますが、4週 8休が標準という認識で宜しいでしょうか。	特に標準は定めておりませんが、関係法令等を遵守してください。
2	募集要項	3	1	7	(2)				規格、規定等	海外製発電機の使用を考慮し、ISO、IECの規格を適用することは可能であるか、御教示ください。	可能ですが提案時にその旨を記載するとともに、機器承認時には、募集要項に記載の規格・規程と比較し、同等の規格を満足することを証してください。
3	要求水準書	5	2	(3)	イ				奈良井発電所の使用可能水量	最大使用水量は、使用可能水量の範囲にて選定し、提案するとの解釈でよろしいでしょうか？	最大使用水量は、2.5m <sup>3</sup> /s以内で提案してください。
4	要求水準書	5	2	(3)	イ				奈良井発電所の使用可能水量	ダム放水量が2.5m <sup>3</sup> /s以下の場合、発電所及び放流バルブの既設制御方法を御教示ください。	基本的には発電所を通して下流へ放流します。発電所が故障等で停止した際には代替放流として1号バルブ(建設部設備)から放流されます。
5	要求水準書	5	2	(3)	イ				奈良井発電所の使用可能水量	守秘義務対象開示資料に「使用水量・水位データ」が含まれるため、改めて水位・流量観測は行わないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	7	2	(5)	ア				本事業のコンセプト	認可出力830kWを超える提案は可能であるか、御教示ください。	出力を増加変更する想定のため可能です。
7	要求水準書	7	2	(5)	ア				本事業のコンセプト	発電電力量が5,100MWhを超える場合、最大出力が既存の830kWを上回る必要はないという認識で宜しいでしょうか。	出力830kWは確保してください。
8	要求水準書	7	2	(5)	イ				本事業のコンセプト	「将来の地域マイクログリッド等を想定して～自立運転を行うことができる機能を備える。」との記載がございますが、自立運転が可能な施設提案までが今回の業務範囲であり、将来的な地域への電力供給に必要な設備は対象外という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	8	2	(6)	イ				工事対象範囲	「※2 系統連系に必要な一般送配電事業者(中部電力パワーグリッド株式会社)への負担金等の支払いは県が行う。」との記載がございますが、既設引込鉄構までの送電設備(電柱、電線)は既設流用という認識で宜しいでしょうか。	既設引込鉄構の責任分界点から送電側は一般送配電事業者の責任により施工することになります。責任分界点から構内側は鉄構、電線等も含めて更新してください。
10	要求水準書	8	2	(6)	イ				工事対象範囲	既設引込鉄構を発電所内の第一電柱と考えて、この部分について、既設流用は可能であるという認識で宜しいでしょうか。	既設引込鉄構も更新してください。
11	要求水準書	8	2	(6)	イ				工事対象範囲	既設発電所建屋は耐震性能を有しているという認識で宜しいでしょうか。	資料はありませんので、提示資料の中で検討ください。
12	要求水準書	8	2	(6)	イ				工事対象範囲	既存発電所建屋及び基礎の構造計算書を御提示ください。	資料はありませんので、提示資料の中で検討ください。
13	要求水準書	9	2	(7)	ア				本工事全般に関する要求事項	募集要項(第1-5) 事業の終期にて「応募者の提案による。ただし、令和10年8月31日を超えないものとする。」との記載がございますが、成果物の引き渡しは令和10年9月1日という認識で宜しいでしょうか。	工期内のしゅん工検査を想定しているため、検査合格日が引渡し日となります。
14	要求水準書	9	2	(7)	イ				河川法の申請手続き	未更新部分の資料(例:未更新部分水圧管路の構造計算、損失落差計算等)について見直しを要求された場合は、契約変更の対象との理解でよろしいでしょうか？	河川法の申請手続きに関しては、契約変更の対象になりません。

奈良井発電所大規模改修工事 募集要項等(参加資格関連以外)に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所							項目名	質問事項	回答事項
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
15	要求水準書	10	2	(7)	エ				関連施設について	図2.4及び図2.5の建設部設備(青色)を改修する場合は、承認を得る必要があります、建設部設備(更新対象)緑色部分は、承認対象外との解釈でよろしいでしょうか？	建設部設備(更新対象)緑色部分についても承認を得る必要があります。
16	要求水準書	10	2	(7)	エ				関連施設について	提案内容が建設部の承認を得られる内容かどうか(健全性の明示)についても審査の対象となるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	10	2	(7)	エ				関連施設について	図2.4及び図2.5の更新対象となっている箇所(朱色及び緑色部分)を更新すれば、FIT制度新区分に適用が可能であるとの解釈でよろしいでしょうか？	FIT制度新区分の適用にあたっては図-2.5及び図-2.6に示す範囲(更新対象)の更新が必要と判断していますが、更新対象範囲以上の更新を妨げるものではありません。
18	要求水準書	10	2	(7)	エ				関連施設について	提案書作成に利用のため、図2.5及び図2.6のCADデータを提供頂きたい。	守秘義務対象開示資料に追加します。
19	要求水準書	10	2	(7)	エ				本工事全般に関する要求事項	水圧鉄管更新時には2号放流バルブを断水する必要がありますが、上流にバルブが設置されており、断水可能との認識で宜しいでしょうか。	分岐部以降の水圧管路更新工事については鉄管放水を想定していますが、放水時期等については建設部との協議によります。
20	要求水準書	10	2	(7)	エ				関連施設について	「構造物への影響等を調査し、改修案及び設備の健全性を明示したうえで、建設部の承認を得ること。」との記載がございますが、健全性を明示するためには具体的にどのような資料を御提出差し上げるべきであるか、御教示ください。	強度・運用上で問題ないことを証明する書類を作成した上で、建設部と協議することになります。
21	要求水準書	10	2	(7)	エ				関連施設について	図-2.4より、既設発電所までの搬入ルートについて車両制限等があれば、御提示ください。	現時点で情報はありませんが、通行に関しては管理者である建設部と個別協議になります。
22	要求水準書	10	2	(7)	エ				関連施設について	図-2.4より、曲淵橋と発電所入口前の橋の耐荷重を御提示ください。	現時点で情報はありませんが、通行に関しては管理者である建設部と個別協議になります。
23	要求水準書	10	2	(7)	エ				関連施設について	図-2.5より更新対象物と建設部設備が隣接しておりますが、想定される作業の制限(作業時間、騒音、作業通路等)があれば、御提示ください。	建設部との協議によります。
24	要求水準書	11	2	(8)					工期	冬季の雪による工事中断期間を見込まれている場合、中断期間を御教示ください。	工事中断期間は想定していません。
25	要求水準書	11	2	(8)					工期	工期についてですが、世情によっては終期が令和10年8月31日を超える可能性がありますと考えております。変更協議は可能か、御教示ください。	工期の変更協議については、契約約款に記載のあるとおりです。
26	要求水準書	12	3	(1)	ア	(ウ)			FIT制度新区分の適用	提案内容でFIT制度新区分に適用が可能であることを、提案書提出時に確認しておく必要がありますか？	個別具体的な案件については県で確認しますので、対面質疑で質問してください。
27	要求水準書	12	3	(1)	ア	(ケ)			自立運転	自立運転による運転時間(1日～数か月など)に要求水準はありますか？	自立運転は所内の電圧・周波数・各相バランスが安定し運転できることが求められますが、運転時間についての要求水準はありません。設計上の都合により運転時間に制約がある場合は提案書に記載してください。

奈良井発電所大規模改修工事 募集要項等(参加資格関連以外)に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所							項目名	質問事項	回答事項
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
28	要求水準書	12	3	(1)	ア	(サ)			撤去品	撤去品を有価物として処理することも適正との解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	12	3	(1)	ア	(サ)			撤去品	撤去品を有価物として処理した場合、その益はどの様に考えればよろしいでしょうか？(提案価格に反映するなど)	提案価格に含めてください。
30	要求水準書	12	3	(1)	ア	(サ)			共通項目	建物所有者の代わりに工事業者がPCB廃棄物を処理することはできませんので、場内にて適正に保管し引き渡すという形で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	12	3	(1)	イ	(ア)			監視制御	今回事業者が用意する現場の監視制御装置の仕様を、要求水準を満たすことと理解しております。既設の監視サーバ装置へのつなぎ込みまでを工事範囲とし、それより上流側の改造は本工事範囲外という認識で宜しいでしょうか。	県の運転監視制御ネットワークシステム(入出力装置含む)の改修(ソフトウェア改修等)は、本工事の対象外とし別途発注します。
32	要求水準書	12	3	(1)	イ	(ア)			入出力装置への接続	記述の要求水準では、接続先の入出力装置に改造が必要と思われます。この改造(費用負担)はプロポーザルの所掌範囲でしょうか？	県の運転監視制御ネットワークシステム(入出力装置含む)の改修(ソフトウェア改修等)は、本工事の対象外とし別途発注します。
33	要求水準書	13	3	(1)	イ	(ウ)			既設監視サーバ装置	保管は請負側で場所等を用意して行うのでしょうか？	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	13	3	(1)	イ	(ウ)			監視制御	「既設の監視サーバ装置～引き続き使用するため撤去・保管・再設置すること。」との記載がございますが、接点・監視項目は既設と同内容での更新という認識で宜しいでしょうか。	取り込む内容は提案によりますが、要求水準書P12-13の「イ 監視制御(ア)」にご留意ください。
35	要求水準書	13	3	(1)	イ	(ウ)			監視制御	「既設の監視サーバ装置～引き続き使用するため撤去・保管・再設置すること。」との記載がございますが、新たに設置する遠方監視盤に既設機器を組み込むという認識で宜しいでしょうか。	既設の監視サーバ装置及び光ネットワーク(企業局ネットワーク)機器が搭載されているキュービクル全てを撤去・保管・再設置してください。
36	要求水準書	13	3	(1)	ウ	(ウ)			水車・発電機ほか	「負荷遮断等による応力～腐食などに対し、設備が損壊しない強度を確保すること」との記載がございますが、水質影響を考慮することであれば、水質検査(pH・硬度等)の情報を御提示ください。	奈良井ダムの水質は、以下のURLに掲載されています。 <a href="https://mudam.nilim.go.jp/chronology/summary/290">https://mudam.nilim.go.jp/chronology/summary/290</a>
37	要求水準書	13	3	(1)	ウ	(キ)			雷サージ保護	既設設備には主変圧器が設置されていますが、系統側からの要望など、設けなければならない理由があったのでしょうか？	主変圧器設置の特別な事情の有無については不明です。主変圧器を設置しない場合には、系統接続にあたって送配電事業者からの要件を満足するようにしてください。
38	要求水準書	13	3	(1)	ウ	(ク)			塵芥詰まり	取水設備スクリーンの目幅はいくつでしょうか？	65mmです。
39	要求水準書	13	3	(1)	ウ	(ク)			水車・発電機ほか	「既設水車と同様に～塵芥詰まりしないよう設計すること。」との記載がございますが、既設水車にて実施されている対策について御教示ください。	既設の取水設備スクリーンの目幅は65mmなので、それに対応した設計をしてください。
40	要求水準書	14	3	(1)	エ	(ア)			水圧管路	レベル2地震動につきまして、対象とする地震動はダム本体の耐震性能照査等で設定済(与条件として御提示いただける)との認識で宜しいでしょうか。	ダム本体でのレベル2地震動の設定条件はありませんので、「水力発電設備の耐震性能照査マニュアル」に基づき条件設定を実施してください。なお、参考に他の管内発電所における設定条件資料を守秘義務対象開示資料に追加します。

奈良井発電所大規模改修工事 募集要項等(参加資格関連以外)に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所							項目名	質問事項	回答事項
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
41	要求水準書	14	3	(1)	オ	(ア)			配電盤開閉装置ほか	「保護装置は、発電所内部の事故が系統へ波及しない設備とすること。」との記載がございますが、事故発生時にブレーカーが落ち、系統への送電を停止するという認識で宜しいでしょうか。	実現方法は特に指定しませんが、募集要項に記載の法令、規格等に適合することが必要です。
42	要求水準書	14	3	(1)	オ	(ク)			配電盤開閉装置ほか	「接地極について、既設流用も可能であるが、必要な基準値を満足すること。」との記載がございますが、基準値は10 Ωという認識で宜しいでしょうか。	各種接地工事の種類に応じ、技術基準を満足するようにしてください。
43	要求水準書	14	3	(1)	オ	(ク)			配電盤開閉装置ほか	現在の既設接地抵抗値を御提示ください。	守秘義務対象開示資料に追加します。
44	要求水準書	14	3	(1)	カ	(ア)			奈良井ダムとの通信設備	「奈良井ダム管理用制御処理設備(以下「ダムコン」という。)の改造工事は別工事とする。」との記載がございますが、改造工事の時期はいつ頃を想定されているか、御教示ください。	提案いただいた工程により、建設部と協議します。
45	要求水準書	14	3	(1)	カ	(イ)			奈良井ダムとの通信設備	ダムコン改修事業者との協議はいつ頃から可能であるか、御教示ください。	工事契約後に希望の日程で調整します。
46	要求水準書	14	3	(1)	カ	(ウ)			奈良井ダムとの通信設備	想定される伝送項目のアナログ信号については、発電所からダム・ダムから発電所ともに4～20mAのアナログ信号(BCD信号ではない)との認識で宜しいでしょうか。別の通信プロトコルであれば御教示ください。	LAN配線(光ケーブル)を想定していますが、通信プロトコルは建設部との協議によります。
47	要求水準書	14	3	(1)	カ	(ウ)			奈良井ダムとの通信設備	「※既設は、ダムから発電所へ発電使用水量設定値が送信され、発電使用水量が変更される。」との記載がございますが、ダムからの信号送信に関するダムコン設備改修は範囲外という認識で宜しいでしょうか。	ダムコンの改修工事は別工事です。
48	要求水準書	14	3	(1)	カ	(ウ)			奈良井ダムとの通信設備	ダムコンとの通信の取り合い点はどちらになるか御教示ください。	LAN配線によるIP伝送装置接続までになると想定されますが、建設部との協議によります。
49	要求水準書	15	3	(1)	カ	(エ)			ケーブルルート	ケーブルルートは、(カ)に記載の架空通信線路との解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
50	要求水準書	15	3	(1)	カ	(エ)			奈良井ダムとの通信設備	「通信設備には、専用の光ケーブルを敷設～(既設ケーブルは撤去すること。)」との記載がございますが、自営線とVPN回線のどちらをお考えであるのか御提示ください。	発電所からダム管理所まで光ケーブルを新設してください。
51	要求水準書	15	3	(1)	カ	(オ)			奈良井ダムとの通信機器	各種試験についてのダムコン改修事業者(別途工事)との所掌分界について、本工事の範囲は、発電所・ダムコン間の伝送が正常に行われているかの確認という認識で宜しいでしょうか。	発電所とダムコン間の伝送項目の通信試験及び機器等の動作確認を実施してください。
52	要求水準書	15	3	(1)	カ	(カ)			奈良井ダムとの通信設備	「発電所からダム管理所の架空通信線路は支障木を伐採すること。」との記載がございますが、この区間近辺は貴局の所有地であるという認識で宜しいでしょうか。	No.53をご覧ください。
53	要求水準書	15	3	(1)	カ	(カ)			奈良井ダムとの通信設備	「発電所からダム管理所の架空通信線路は支障木を伐採すること。」との記載がございますが、この区間近辺が貴局の所有地でない場合、支障木の伐採に関する交渉は貴局がなさるとの認識で宜しいでしょうか。	河川区域内のため河川法手続きが必要です。事業者で手続きに必要な書類作成を行い、県の要請に応じて関係機関協議に同席してください。
54	要求水準書	15	3	(1)	キ	(ア)			その他設備	想定されている監視カメラの台数について、御提示ください。	屋外と屋内にそれぞれ2台以上の設置を想定していますが、管理上良い提案があれば評価の対象とします。

奈良井発電所大規模改修工事 募集要項等(参加資格関連以外)に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所							項目名	質問事項	回答事項
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
55	要求水準書	15	3	(1)	キ	(ア)			その他設備	「主要設備の状態監視及び防犯のため～監視カメラを屋外と屋内に複数台設置すること。」との記載がございますが、既存のカメラ監視システムの更新は、工事対象範囲外という認識で宜しいでしょうか。	既存の監視カメラは本工事内で撤去してください。
56	要求水準書	15	3	(1)	キ	(イ)			その他設備	「発電所には、県が整備する～無線LANアクセスポイントを設置すること。」との記載がございますが、既存発電所にすでに設置済みであり、既設設備を流用するという認識で宜しいでしょうか。	無線LANアクセスポイントは設置しておりませんので、新たに設置してください。
57	要求水準書	15	3	(1)	キ	(イ)			その他設備	「発電所には、県が整備する～無線LANアクセスポイントを設置すること。」との記載がございますが、既設設備を更新する場合は工事範囲を御提示ください。	無線LANアクセスポイントの設置、それに伴う配線作業等を想定しています。
58	要求水準書	15	3	(1)	キ	(ウ)			発電量等がわかる設備	この設備に使用する電源は、奈良井ダム管理所の電源(建設部の電源)を利用できるとの解釈でよろしいでしょうか。(発電所から電源を供給しなくても良い)	電源は発電所から供給してください。
59	要求水準書	15	3	(1)	キ	(ウ)			その他設備	「地域住民や～奈良井ダム管理所付近に発電所の概要や現在の発電量等がわかる設備を設けること。」との記載がございますが、本事業では奈良井ダム管理所は工事範囲外と認識しております。奈良井ダム管理所付近に当該設備を設けるという認識で宜しいでしょうか。	奈良井ダム管理所付近に当該設備を設置するようご提案ください。
60	要求水準書	15	3	(1)	キ	(ケ)			その他設備	「組立室のシャッターを高気密なものに更新すること」との記載がございますが、組立室とは要求水準書10頁の図-2.5における発電室が該当するという認識で宜しいでしょうか。	図-2.6のシャッターと記載があるところになります。
61	要求水準書	15	3	(1)	キ	(ケ)			その他設備	「組立室のシャッターを高気密なものに更新すること。」との記載がございますが、その他の建具については、既設流用という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、それ以上の提案を妨げるものではありません。
62	要求水準書	16	3	(3)	ア				更新・改修施設に関する技術提案事項	表-3.1 課題一覧における流量計等の設置にて「流量計及び保守用バルブの設置スペースについて、～巡視時等に埋設箇所上部を通行する場合がある。」との記載がございますが、歩廊を確保するという認識で宜しいでしょうか。	建設部との協議によりますが、作業用の通路を確保するようご提案ください。
63	要求水準書	16	3	(3)	ア				申請・届出、関係法令の諸手続き	関係機関との事前協議を実施されているようでしたら、その内容を御提示ください。	現時点で協議しているものはありません。
64	要求水準書	17	3	(3)	イ				設計業務の完了	設計業務の完了時に…と記載がありますが、この時期は令和8年9月末との解釈でよろしいでしょうか?	提案いただく工程によります。
65	要求水準書	17	3	(3)	イ	(オ)			要求性能確認報告書	この報告書は、設計値として要求性能(要求水準書)を満足していることを確認し、報告するとの解釈でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりですが、設計値としてだけでなく適切に施工されているかどうかを確認する方法や時期等も記載してください。
66	要求水準書	17	3	(4)	ア	(イ)			工事期間中の仮設ヤード等の整備	発電所直前の橋梁手前西側の土地は貴県の所有地であり、貸与していただけるという認識で宜しいでしょうか。	県有地でないため、必要があれば事業者の費用により用地を確保してください。
67	要求水準書	17	3	(4)	ア	(ウ)			工事開始に伴う要求	「下流に水道取水があり～放流バルブ設備(1号バルブ及び2号バルブ)からの放流が可能な状態を保持することを原則とする。」との記載がございますが、水圧鉄管の更新時は2号放流バルブを使用できません。1号放流バルブのみの運用で必要水量を放水可能という認識で宜しいでしょうか。	No.19をご覧ください。

奈良井発電所大規模改修工事 募集要項等(参加資格関連以外)に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所							項目名	質問事項	回答事項
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
68	要求水準書	17	3	(4)	ア	(ウ)			工事期間中のダムの放流についてこの要求は、2号バルブからの放流状態で分岐部以降の水圧管路更新工事を行うことを原則とする、との解釈でしょうか？	No.19をご覧ください。	
69	要求水準書	17	3	(4)	ア	(エ)			下流利水者との協議 提案書では施工計画に関する内容も求められていますが、現時点で反映が必要な事業計画協議はありますか？	現時点ではありません。	
70	要求水準書	17	3	(4)	ア	(エ)			工事開始に伴う要求 「事業者は、県との下流利水者等が行う事業計画協議を反映した施工を計画すること。」との記載がございますが、事前計画協議の内容を御教示ください。	現時点ではありません。	
71	要求水準書	18	3	(4)	イ				工事施工中に伴う要求 1号放流バルブの放流先は隧道内という認識で宜しいでしょうか。	放流トンネル内に放流されて、2号バルブ室の横を通過して奈良井川に合流します。	
72	要求水準書	18	3	(4)	イ				工事施工中に伴う要求 1号放流バルブの最大放流量を御提示ください。	情報は持ち合わせていないため、提供はできません。	
73	要求水準書	18	3	(4)	イ				工事施工中に伴う要求 放水路内作業及び水圧管更新の作業時期に、制約等ございましたら御教示ください。	一般的に洪水期や漁期に制限される場合があり、建設部及び漁協との協議によります。	
74	要求水準書	18	3	(4)	イ				工事施工中に伴う要求 仮排水トンネル内水路に土嚢など仮設物を設置してもよいか、御教示ください。	設置は可能ですが、建設部及び河川管理者との協議によります。	
75	要求水準書	18	3	(4)	イ				工事施工中に伴う要求 仮排水トンネル内水路に土嚢など仮設物を設置してもよい場合は、時期に制約などございましたら御教示ください。	No.74をご覧ください。	
76	要求水準書	18	3	(4)	イ				工事施工中に伴う要求 コンクリート水叩きに昇降設備等の仮設物を設置する場合、制限等ございましたら御提示ください。	建設部及び河川管理者との協議によりますが、河川区域内の行為に該当するのでご留意ください。	
77	要求水準書	18	3	(4)	ウ				工事施工中に伴う要求 2号バルブ付近での掘削やコンクリート取壊し作業が発生しますが、振動等の制約がございましたら御提示ください。	音量や時間帯、振動の程度など、建設部との協議によります。	
78	評価項目表		3						3 事業スケジュール 評価の視点にて「事業に必要な～河川や自然環境の特性に応じた適切な工期設定等、事業推敲の確実性のあるスケジュールが示されているか。」との記載がございますが、貴局が想定している特性を御提示ください。	各季節ごとの流量の変化や積雪等の一般的な事項を想定しています。	
79	評価項目表		5						地域貢献 (県内企業の参画) 所在地別の評価順は奈良井発電所に近い所在地の企業ではなく、あくまでも所在地が塩尻市の企業が最も評価されるのでしょうか？(例として伊那市ではなく、中信となる松本市の企業の方が評価が高い)	ご理解のとおりです。	
80	評価項目表		9						9 改修における課題解決策 保全等が必要な施設等更新について適切な更新方法や解決策が提案されています。FITの適用条件外の保全が必要な箇所も提案して更新するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、具体的・現実的でない提案または提案なしの場合は加点はありません。	

奈良井発電所大規模改修工事 募集要項等(参加資格関連以外)に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所						項目名	質問事項	回答事項
		頁	章	節	細節	項	目			
81	評価項目表		10					10 運営効率化に資する新技術	記載要領に「※運転開始後費用が発生するものはその旨を記載」との記載がございますが、維持管理費用として40年分のLCCを算出するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	評価項目表		11					11 ライフサイクルコスト削減	4.イ 様式集の改修修繕計画シート内下部に「(※注3) 最大頁数はA3×2頁とします。」との記載がございますが、3.評価項目表より、設計建設業務に関する項目中の11.ライフサイクルコスト削減の最大枚数欄にはA3×3頁と記載があります。様式内のA3×2頁が正しいという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。評価項目表は修正します。
83	評価項目表							最大枚数, 配点	評価項目表の下部にある枚数と配点の合計につきまして、「A4×40, 400点」との記述がございますが、中項目ごとに点数が振り分けられています。中項目の配点の配分が正しいとして、枚数は影響しないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。評価項目表は修正します。
84	ア 様式集及び記載要領	7	2	4	(1)			記載内容	「使用する用紙は、～上下左右には20mm程度の余白を設けること。」との記載がございますが、配布されている様式の余白は30mm程度となっています。余白は20mmに変更しても宜しいでしょうか。	問題ありません。
85	ア 様式集及び記載要領	7	2	4	(1)			記載内容	項目名を記載する箇所が灰色となっておりますが、色を変更しても宜しいでしょうか。	問題ありません。
86	イ 様式集							【様式4-(3)-①-(イ)】更新投資・保全計画	更新投資・保全計画の会計年度につきまして、数え初めは令和10年度という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	設計・施工請負契約書(案)	26						(瑕疵担保) 第 47 条	第47条で瑕疵担保についての記載がございますが、2020年4月の民法改正に則り、契約不適合に記載内容を変更なさるとの認識で宜しいでしょうか。	記載内容を契約までに変更します。
88	設計・施工請負契約書(案)	27						(性能保証) 第 48 条	第48条第二号で「その他受注者の責に帰さない事由であり、発注者が認めたもの」との記載がございますが、「その他受注者の責に帰さない事由」に変更頂きたいと存じます。お考えを御教示ください。	変更できません。
89	リスク分担表							要求水準不適合リスク	提案内容の更新範囲では、FIT認定の取得ができなかった場合のリスクは事業者が負うとの解釈でしょうか？	リスク分担表の記載のとおりです。
90	リスク分担表							許認可取得リスク	「県が取得すべき許認可の不取得・取得遅延等」は事業者の負担との記載がございますが、補足説明以外に関しては県の負担という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。リスク分担表を修正します。
91	ダム管理所関係							工事範囲	守秘義務開示資料の「6_ダム管理所関係.pdf」にて、ダム管理所の操作卓と変換器盤は17日の見学範囲から除外されていましたが、図面では更新対象設備との記載がございます。こちらは工事範囲内という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	単線結線図							工事範囲	守秘義務開示資料の「2_単線結線図.pdf」の高圧架空部を含む朱書き部分について撤去との記載がございますが、既に撤去済みであり、今回の工事範囲に含まれないという認識で宜しいでしょうか。	撤去済みではありませんので、単線結線図を修正します。工事範囲としては、発電関連設備であるため、ご提案によります。
93								その他	計画段階におけるインピーダンスマップを御提示ください。	守秘義務対象開示資料に追加します。
94								その他	放水箇所及び分岐管位置の河川断面図(HWL等明記)を御提示ください。	守秘義務対象開示資料に追加します。

奈良井発電所大規模改修工事 募集要項等(参加資格関連以外)に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所						項目名	質問事項	回答事項
		頁	章	節	細節	項	目			
95								その他	既設の1号放流バルブ、2号放流バルブ、水車それぞれの流量制御方法を御提示ください。	No.4をご覧ください。2号バルブについては1号バルブの予備機ですが、事前放流等の際は併せて使用します。
96								その他	今回の売電はFIPではなくFITであるため、ノンファーム接続による出力制御は考慮しないという認識で宜しいでしょうか。	ノンファーム型接続の対象発電所なので、系統接続に必要となる工事費用はすべて提案価格に含めて提案してください。
97								その他	発電所周辺の地質調査資料(ボーリング柱状図、地質断面図等)一式を御提示ください。	守秘義務対象開示資料に追加します。
98								その他	曲淵橋と発電所入口前の橋の過去の運搬実績重量を御提示ください。	情報は持ち合わせていないため、提供はできません。
99								その他	守秘義務対象資料のうちCADデータが存在するものについて、CADデータを御提示ください。	守秘義務対象開示資料に追加します。
100								その他	既設の運転監視制御ネットワークについて、図面等の資料を御提示ください。	守秘義務対象開示資料に追加します。
101								その他	ダムコンについて、図面等の資料を御提示ください。	本工事とは直接関係が無いため提供できません。